

# 熊本県公報

第 1 1 5 1 7 号  
平成 19 年 2 月 23 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○ 熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書の提出期限を定める規程の一部改正	(私学文書課) 1
○ 生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 1
○ 臨時種畜検査の実施	(畜産課) 4
○ 道路の区域変更	(道路保全課) 4
○ " " " " " "	( " ) 4
○ " " " " " "	( " ) 5
○ 道路の供用開始	( " ) 5
○ " " " " " "	( " ) 5
○ " " " " " "	( " ) 6
○ 保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 6
○ 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生	(畜産課) 6
<b>公 告</b>	
○ 地籍調査成果の認証	(農村整備課) 7
○ 特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 7
○ " " " " " "	( " ) 7
○ 特定非営利活動法人の定款変更認証申請	( " ) 8
○ 定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 8
○ 肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 8
○ 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 8
○ " " " " " "	( " ) 9
○ " " " " " "	( " ) 9
○ 換地処分	(農村整備課) 9
<b>登 載 依 頼</b>	
○ 熊本県男女共同参画審議会の開催	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 155 号

熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程の一部を改正する規程

熊本県知事の所轄に属する学校法人寄附行為認可申請書等の提出期限を定める規程(昭和 51 年熊本県告示第 473 号の 2)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 3 号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「当該養護学校」を「当該特別支援学校」に改める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県告示第 156 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[訪問介護]

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
菜の花ヘルパーステーション 八代市麦島西町 12 号 5 番地パナハイツ 清水 103 号	有限会社マザー 葦北郡芦北町国見 241-4	平成 18 年 12 月 27 日
愛庵 宇城市小川町北新田 59-6	有限会社ヤマノ 宇城市小川町北新田 59-6	平成 19 年 1 月 9 日
訪問介護ヒゴタイ 合志市幾久富 1758 番地 738	株式会社茂田 菊池市下河原 5548 番地	平成 18 年 12 月 18 日
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3410 番地 74	有限会社ひなた 菊池市野間口 380 番地	平成 18 年 10 月 27 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
デイサービスセンター新生 荒尾市増永 2620 番地	医療法人杏林会 荒尾市増永 2620 番地	平成 19 年 1 月 11 日
介護予防センターシルバーライフ熊本 上益城郡益城町大字宮園 948 番	NPO 法人 SilverLifeKumamoto 上益城郡益城町大字辻の城 345 番地 1	平成 18 年 12 月 1 日

〔福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	平成 18 年 12 月 4 日

〔小規模多機能型居宅介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
吉方庵 八代市千丁町新牟田 2520 番地 2	有限会社キッポー 八代市千丁町新牟田 2520 番地 2	平成 18 年 12 月 1 日
愛庵 宇城市小川町西北小川字馬場 32 番地	有限会社ヤマノ 宇城市小川町北新田 59-6	平成 19 年 1 月 9 日

〔認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
グループホームおおやの 上天草市大矢野町上 1520 番地 8	有限会社大矢野会 上天草市大矢野町上 1520 番地 8	平成 18 年 12 月 28 日
グループホーム誉ヶ丘 宇城市豊野町山崎 1728 番地 1	有限会社ユニゾン 宇城市豊野町山崎 1677 番地 3	平成 18 年 12 月 20 日
にしき園グループホーム 球磨郡錦町西 70 番地	社会福祉法人洋香会 球磨郡錦町木上 150 番地の 1	平成 18 年 10 月 1 日

〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
柿の実苑 玉名市中 1115 番地	医療法人青葉会 玉名市中 1115 番地	平成 18 年 4 月 1 日
菜の花ヘルパーステーション 八代市麦島西町 12 号 5 番地パナハイツ 清水 103 号	有限会社マザー 葦北郡芦北町国見 241-4	平成 18 年 12 月 27 日
愛庵 宇城市小川町北新田 59-6	有限会社ヤマノ 宇城市小川町北新田 59 番地 6	平成 19 年 1 月 9 日
社会福祉法人城南町社会福祉協議会在宅	社会福祉法人城南町社会福祉	平成 18 年 4 月 1 日

福祉サービスセンター 下益城郡城南町宮地 1050 番地	協議会 下益城郡城南町宮地1050番地	
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3410 番地 74	有限会社ひなた 菊池市野間口 380 番地	平成 18 年 10 月 27 日

## 〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
デイサービスセンター新生 荒尾市増永 2620 番地	医療法人杏林会 荒尾市増永 2620 番地	平成 19 年 1 月 11 日
介護予防センターシルバーライフ熊本 上益城郡益城町大字宮園 948 番	NPO 法人 SilverLifeKumamoto 上益城郡益城町大字辻の城 345 番地 1	平成 18 年 12 月 1 日

## 〔介護予防通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
外山胃腸病院デイケアセンター 人吉市南泉田町 1 番地	医療法人外山胃腸病院 人吉市南泉田町 1 番地	平成 18 年 6 月 1 日
デイケアセンター柿の実苑 玉名市中 1115 番地	医療法人青葉会 玉名市中 1115 番地	平成 18 年 4 月 1 日
老人保健施設ゆうきの里 玉名市上小田 1063	医療法人悠紀会 玉名市上小田 1063	平成 18 年 4 月 1 日

## 〔介護予防福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	平成 18 年 12 月 4 日

## 〔介護予防短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
老人保健施設ゆうきの里 玉名市上小田 1063	医療法人悠紀会 玉名市上小田 1063	平成 18 年 4 月 1 日

## 〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
吉方庵 八代市千丁町新牟田 2520 番地 2	有限会社キッポー 八代市千丁町新牟田 2520 番地 2	平成 18 年 12 月 1 日
愛庵 宇城市小川町西北小川字馬場 32 番地	有限会社ヤマノ 宇城市小川町北新田59番地 6	平成 19 年 1 月 9 日

## 〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
グループホームおおやの 上天草市大矢野町上 1520 番地 8	有限会社大矢野会 上天草市大矢野町上 1520 番地 8	平成 18 年 12 月 28 日
にしき園グループホーム 球磨郡錦町西 70 番地	社会福祉法人洋香会 球磨郡錦町木上 150 番地の 1	平成 18 年 10 月 1 日

## 〔特定福祉用具販売〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	平成 18 年 12 月 4 日

## 〔特定介護予防福祉用具販売〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	株式会社悠生 鹿本郡植木町植木 166 番地	平成 18 年 12 月 4 日

〔居宅介護支援〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
介護予防センターシルバーライフ熊本 上益城郡益城町大字宮園 948 番	NPO 法人 SilverLifeKumamoto 上益城郡益城町大字辻の城 345 番地 1	平成 18 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 157 号**

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 19 年 3 月 19 日（月）	午前 10 時から	熊本県農業研究センター （合志市栄 3801）
	午前 11 時 30 分から	株式会社新興牧場 （菊池市泗水町豊水西八久保 1483）
	午後 1 時 30 分から	井上 義朗 （玉名郡和水町竈門 577）

**熊本県告示第 158 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
			後			
一般 県道	畠口川尻 停車場線	熊本市並建町字中道  同所	前	7.4	24.0	寄 付
			後	10.2		
			前	7.6	24.0	
後	10.6					

- 2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 23 日

**熊本県告示第 159 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本玉名 線	熊本市花園一丁目  同所	前	8.3 ～ 8.3	6.8	鹿児島本 線連続立 体交差事 業
			後	8.3 ～ 12.5		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 23 日

熊本県告示第 160 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	玉名植木 線	玉名市大字小浜字東新開  同市大字小浜字東割	前	10.8 ～ 26.5	1,773.0	河川改修 工事に伴 う改築
			後	10.8 ～ 55.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 2 月 23 日

熊本県告示第 161 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市旭志弁利字竹ノ下  2230 番 1 地先から  同市旭志弁利字中須  1306 番 地先まで	139.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 23 日

熊本県告示第 162 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上野田黒淵線	阿蘇郡小国町大字黒淵字手水野 802 番 地先から 同所 800 番 1 地先まで	76.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 23 日

熊本県告示第 163 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 2 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	畠口川尻停車場線	熊本市並建町字中道 762 番 9 地先から 同所 764 番 地先まで	24.0	寄 付

2 供用を開始する期日 平成 19 年 2 月 23 日

熊本県告示第 164 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重 1563 の 1、1564 の 1、1564 の 2、1604 の 1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鷹羽重 1564 の 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 165 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 2 月 9 日	菊池市	1 戸 1 頭	乳用牛

## 公 告

## 熊本県公告第 159 号

八代市ほか 5 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
八代市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	昭和同仁町、昭和明徴 町の各一部	地籍図 ・地籍 簿	平成 19 年 2 月 9 日
水俣市	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字湯出の一部		
水俣市	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字葛渡、市渡瀬の各 一部		
水俣市	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字深川、湯出の各一 部		
水俣市	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字長崎、湯出の各一 部		
南小国町	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	大字中原の一部		
産山村	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字産山の一部		
産山村	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字大利、山鹿の各一 部		
芦北町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字市野瀬、告の全部		
水上村	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字湯山の一部		

## 熊本県公告第 160 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 2 月 4 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人九州コンクリート製品協会
- 3 代表者の氏名  
茂森 潔
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市水前寺三丁目 9 番 5 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、九州・沖縄地区のコンクリート製品業界の健全な発展と経済活動の活性化を図るとともに、社会的ニーズと循環型社会基盤の形成のために科学技術の向上に関する振興を図り、社会資本整備の向上に寄与することを目的とする。

## 熊本県公告第 161 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

- 平成 19 年 2 月 6 日
- 2 名称  
NPO 法人異業種福祉支援会ひまわり
- 3 代表者の氏名  
村田 周一
- 4 主たる事務所の所在地  
合志市須屋 165 番地 9
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、在宅高齢者の健康と自立した生活の支援を図り、高齢者の快適な生活環境づくりのための事業を行い、相互扶助のもとに豊かで活力のある社会の構築、発展に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 162 号**

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 1 月 29 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会
- 3 代表者の氏名  
橋本 哲次
- 4 主たる事務所の所在地  
水俣市白浜町 9 番 24 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対しては、就労支援事業等を行い、また高齢者に対しては、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等を行い、障害者の自立への寄与及び高齢者の福祉の増進を目的とする。

**熊本県公告第 163 号**

菊池郡大津町迫井手土地改良区理事長志賀敏男から平成 18 年 12 月 26 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 1 月 31 日付けで認可した。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 164 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1136号	混合石灰肥料	果樹園芸用混合石灰肥料 1 号	アルカリ分 ：50.0 く溶性苦土 ：9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 78 番地	平成 19 年 2 月 17 日

**熊本県公告第 165 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 9 月 21 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦



覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルミヤストア秋津店  
熊本市秋津町秋田 3446 番地 28 ほか
- 2 市町村意見の概要  
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 2 月 23 日から平成 19 年 3 月 23 日まで

#### 熊本県公告第 166 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 9 月 21 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルミヤストア秋津店  
熊本市秋津町秋田 3446 番地 28 ほか
- 2 市町村意見の概要  
「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく必要駐車台数は 62 台である。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 2 月 23 日から平成 19 年 3 月 23 日まで

#### 熊本県公告第 167 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 9 月 19 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハイパーモールメルクス山鹿  
山鹿市方保田字鳥越 3462 番 1 ほか
- 2 市町村意見の概要
  - (1) 交通事故対策及び渋滞緩和対策について、十分な対策を講じること。特に隣接国道への右折出庫車の事故防止について必要な対策をとること。
  - (2) 店舗開店時など相当数の来客が見込める時の車両のスムーズな交通誘導と歩行者の安全確保対策を行うこと。
  - (3) 夜間照明については、光害とならないように配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課  
平成 19 年 2 月 23 日から平成 19 年 3 月 23 日まで

#### 熊本県公告第 168 号

県営吉次地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

#### 熊本県男女共同参画審議会公告第 17 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 2 月 23 日

熊本県男女共同参画審議会  
会 長 高 木 絹 子

- 1 開催日時  
平成 19 年 3 月 9 日（金）  
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 13 階会議室
- 3 議題  
(1) 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ」について  
(2) 「平成 18 年版熊本県男女共同参画白書」について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上  
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推  
進課）  
（電話 096-333-2287）